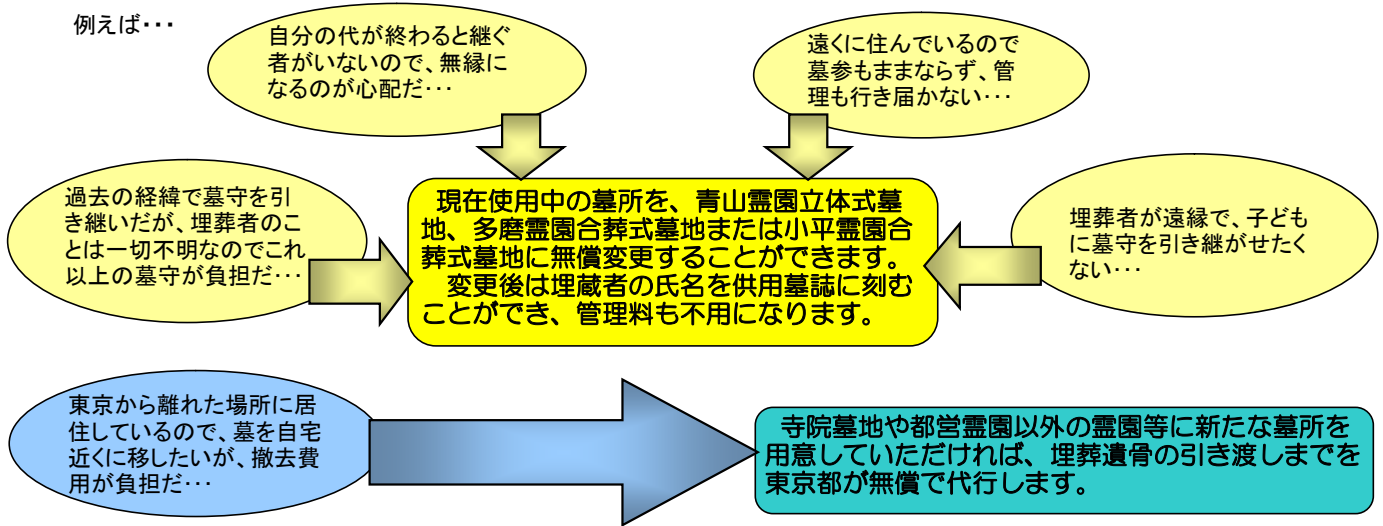


「墓所返還特例制度」を実施中です！！

この制度は青山霊園再生事業として行っているもので、使用墓所の返還をする場合に使用者の自己負担なく墓石等の撤去工事と埋葬遺骨の取上げを東京都が代行するとともに、規定に従い「祭し補償料」と「移転雑費補償料」とをお支払いする制度です。平成25年度まで実施の予定です。

例えば・・・



この制度の利用に必要な主な要件は次のとおりです。

- ① 霊園使用者が印鑑登録証明書を添付しての法律行為(契約)が可能であること。
- ② 霊園使用者が故人となっている場合は、事前に承継手続き(名義変更)を完了できること。
- ③ この制度の利用に関して、親族等で争いが無いこと。
- ④ 墓所返還後に生じる新たな埋蔵者の埋蔵制限を了承できること(立体・合葬式墓地へ移転の場合のみ。詳しい内容はお問合せ下さい。)

この制度の利用を希望される場合の流れは、次のとおりです。

- ① 『東京都東部公園緑地事務所 工事課 霊園再生担当(電話:03-3821-6966)』に申し込んでください(電話で結構です。)
- ② 受付番号を交付します(郵送で受付確認票をお送りします。)
- ③ 最終的に墓所返還特例制度の対象墓所となった場合、原則として受付番号順に契約を締結します。
- ④ 墓石等撤去工事をを行い遺骨を取上げ、立体・合葬式墓地へ埋蔵するか、遺骨を引き渡します。

◎ 問合せ先

・墓所返還特例制度に関する詳しいことは、

『東京都東部公園緑地事務所 工事課 霊園再生担当(電話:03-3821-6966)』まで問合せ願います。

・承継手続き(名義変更)に関する詳しいことは、お使いの霊園管理所またはお近くの霊園管理所等へ問合せ願います。

※ この制度の利用を希望される方が非常に多いため、申込みから実際の工事着手まで相当期間お待ちいただくことを了承願います。

参考:青山霊園立体式墓地(青山霊園立体式墓地を希望する場合の移転先は写真の墓所と別になります。)

